二　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備（電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証を行うための電気通信設備を含む。次項第二号において同じ。）の設置

2　事業用電気通信回線設備は、移動端末設備に由来する制御信号の増加により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、次の各号に掲げる措置のいずれかが講じられなければならない。

一　制御信号の増加による電気通信回線設備の負荷を軽減させる措置

二　制御信号の増加に対応するための十分な通信容量を有する電気通信回線設備の設置

第十六条第一項及び第二項中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の五第一項第四号ロ中「イ」の下に「及びロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策措置に関する説明書

附　則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

○財務省令第三号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月十五日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年三月十八日から施行する。